

中原小学校 PTA 会則

第 1 章 総則

- 第 1 条 本会は、中原小学校 PTA と称し、中原小学校内に事務局を置く。
- 第 2 条 本会は、児童の健やかな成長を図ることを目的とする。
- 第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。
1. 家庭間、および家庭と学校との連携強化
 2. 児童の成長の見守り
 3. 校内の教育環境等整備
 4. 学校生活における児童の日常の発信
 5. 地区との連携強化、学校外における安全対策
 6. その他、本会の目的達成に関し必要な事項
- 第 4 条 本会は、本校に在籍する児童の保護者、および本校に勤務する教職員のうち、本会の目的および活動の趣旨に賛同する者により構成する。
- 第 5 条 本会は、三養基郡、および佐賀県の PTA 連合会に加入する。

第 2 章 委員会

- 第 6 条 本会は、以下に定める組織を置き、活動を行う。
1. 運営委員会
 2. 専門委員会
 3. 本部委員会
 4. 本部総務委員会
 5. 本部委員選考委員会
 6. 会計監査委員会
 7. その他特別委員会
- 第 7 条 その他特別委員会は、必要に応じ、以下に定める会長の委嘱により組織する。

第 3 章 役員

- 第 8 条 本会は、以下に定める役員を任命し、活動を行う。なお、役員として活動する期間の義務・制限等は定めない。
1. 会長
 2. 副会長
 3. 専門委員長
 4. 本校教職員の代表（校長・教頭・教務主任等）
- 第 9 条 各役員の任期は、原則として各年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。ただし、任期開始日以降総会で承認されるまでの期間は、『暫定役員』としてその任にあたる。
- 第 10 条 会長、副会長、専門委員長は、別に定める本部委員選考委員会によって、原則として活動年度の前年度中に選考・決定され、総会の承認により正式に任命される。
- 第 11 条 本校教職員の代表（校長・教頭・教務主任等）は、教育委員会による人事異動発令によって決定され、着任により正式に任命される。

- 第 12 条 会長は本会を代表し、本会の総括、および対外的な折衝を行う。
- 第 13 条 副会長は、会長の補佐、および本会の事務の総括を行う。また、会長の状況に応じ、会長代理としてその職を担う。
- 第 14 条 専門委員長は、専門委員会の長として、担当する専門委員会の総括を行う。
- 第 15 条 専門委員長は、各自の責任の範囲内において、専門副委員長（非役員）を任命することができる。その際、専門副委員長の任期は、任命日から任命後最初に到来する 3 月 31 日までとする。

第 4 章 専門委員

- 第 16 条 本会は、別に定める専門委員を任命し、活動を行う。なお、専門委員として活動する期間の義務・制限等は定めない。
- 第 17 条 専門委員の任期は、原則として各年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。ただし、任期開始日以降総会で承認されるまでの期間は、『暫定専門委員』としてその任にあたる。
- 第 18 条 専門委員は、活動年度の前年度中に本部委員会により決定され、総会の承認により正式に任命される。ただし、1 年生の保護者が専門委員となる場合には、入学後総会までの期間での決定で可とする。

第 5 章 会議

- 第 19 条 本会は、本会活動に関する意思決定を行うため、必要に応じて、以下に定める会議を行う。
1. 総会
 2. 運営委員会会議
 3. 専門委員会会議
 4. 本部委員会会議
 5. 本部総務委員会会議
 6. 本部委員選考委員会会議
 7. 会計監査委員会会議
 8. その他特別委員会会議

第 6 章 総会

- 第 20 条 総会は、本会の最高決議機関とする。
- 第 21 条 構成員は、全ての本会会員とする。
- 第 22 条 総会の開催にあたっては、会長が招集を行い、議長は、審議項目に中立の立場の会員の中から選出する。
- 第 23 条 総会の成立には、構成員の五分の一以上の出席（有効な委任状を含む）を必要とする。
- 第 24 条 総会では、本会の運営に関する最重要項目を決議する。

- 第 25 条 総会において審議する項目は、以下に挙げるものとする。
1. 前年度決算
 2. 基本方針
 3. 新年度予算
 4. 新本部委員・新専門委員の承認
 5. 会則等の改廃
 6. 本会の解散について
 7. その他本会運営に関する最重要項目
- 第 26 条 審議した項目は、出席者の過半数の賛成をもって可決される。なお、可否同数の場合には議長が決定する。
- 第 27 条 会長が認めたときは、会員に書面表決書・委任状を提出させることにより書面審議による総会とすることができる。その場合、構成員の五分の一以上の書面表決書・委任状の提出により書面審議による総会が成立し、審議事項は、議決権行使者の過半数の賛成をもって可決される。なお、可否同数の場合には議長が決定する。

第 7 章 運営委員会

- 第 28 条 運営委員会は、本会において総会に次ぐ決議機関とする。
- 第 29 条 構成員は、全ての本会役員・専門委員、および第 8 章に規定し、専門委員にて活動する本校教職員のうち、専門委員を代表する 1 名以上の本校教職員とする。
- 第 30 条 運営委員会会議の開催にあたっては、会長が招集を行い、議長は、審議項目に中立の立場の運営委員の中から選出する。
- 第 31 条 運営委員会会議の成立には、構成員の過半数の出席（有効な委任状を含む）を必要とする。
- 第 32 条 運営委員会会議では、会の運営に関する重要項目のうち、総会で審議・決議されない項目を決議する。
- 第 33 条 運営委員会会議において審議する項目は、以下に挙げるものとする。
1. 総会の委嘱を受けた事項
 2. 総会に諮る事項
 3. 別途定める金額以上の臨時支出及び項間の流用
 4. 規則・規定等の改廃
 5. その他本会運営に関する重要項目のうち、総会での審議が行われないもの
- 第 34 条 審議した項目は、出席者の過半数の賛成をもって可決される。なお、可否同数の場合には議長が決定する。
- 第 35 条 会長が認めたときは、運営委員に書面表決書・委任状を提出させることにより書面審議による運営委員会会議とすることができる。その場合、構成員の過半数の書面表決書・委任状の提出により書面審議による運営委員会会議が成立し、審議事項は、議決権行使者の過半数の賛成をもって可決される。なお、可否同数の場合には議長が決定する。

第8章 専門委員会

第36条 第1章第3条にて定めた活動を行うため、以下の専門委員会を設ける。なお、その他専門委員会は、必要に応じて設置する。

1. 交流委員会
2. 母親委員会
3. 環境委員会
4. 広報委員会
5. 地区委員会
6. その他専門委員会

第37条 各専門委員会の構成員は、以下の通りとする。

1. 交流委員 : 20名程度
2. 母親委員 : 10名程度
3. 環境委員 : 10名程度
4. 広報委員 : 10名程度
5. 地区委員 : 各地区1名×地区数
6. その他専門委員 : 必要に応じて

以上に加え、各委員会にはそれぞれ1名以上の本校教職員が、運営・専門委員として活動する。なお、予定する活動規模によって、募集人数を縮小または休止する場合がある。

第38条 専門委員会会議の開催にあたっては、専門委員長が招集し、議長は、招集を行った専門委員長が務める。

第39条 専門委員会会議の成立には、構成員の過半数の出席（有効な委任状を含む）を必要とする。

第40条 専門委員会会議において審議する項目は、以下に挙げるものとする。

1. 交流委員会 家庭間、および家庭と学校との連携強化のための事項
2. 母親委員会 児童の成長の見守りのための事項
3. 環境委員会 校内の教育環境等整備のための事項
4. 広報委員会 学校生活における児童の日常の発信のための事項
5. 地区委員会 地区との連携強化・学校外における安全対策のための事項
6. その他専門委員 その他必要に応じた事項

第41条 審議した項目は、出席者の過半数の賛成をもって可決される。なお、可否同数の場合には、議長が決定する。

第9章 本部委員会

第42条 本部委員会は、本校における運営、その他全般の活動について、学校と協働して企画・決定を行う。

第43条 構成員は、本校教職員の代表（校長・教頭・教務主任等）・会長・副会長・専門委員長とする。

第44条 本部委員会会議の開催にあたっては、会長が招集し、議長は会長または副会長が行う。

- 第45条 本部委員会会議の成立には、構成員の過半数の出席（有効な委任状を含む）を必要とする。なお、専門委員長は、専門委員長の責任の範囲内において、専門副委員長に代理出席を依頼することができる。
- 第 46 条 本部委員会会議において審議する項目は、以下に挙げるものとする。
1. 本校における運営、その他全般の活動について
 2. 規定細則等の改廃
 3. その他本会運営に関する重要項目のうち、総会および運営委員会会議での審議が行われないもの
- 第 47 条 審議した項目は、出席している構成員のうち、過半数の賛成をもって可決される。なお、可否同数の場合には議長が決定する。

第 10 章 本部総務委員会

- 第 48 条 本部総務委員会は、本校における運営、その他全般の活動について、学校と協働して企画・決定を行うにあたり、必要に応じて全体の調整を行う。
- 第 49 条 構成員は、本校教職員の代表（校長・教頭・教務主任）・会長・副会長とする。
- 第 50 条 本部総務委員会会議の開催にあたっては、会長または校長が招集し、議長は出席者による互選によって定められた者が行う。
- 第 51 条 本部総務委員会会議の成立には、構成員の四分の三以上の出席（委任状・代理出席は認めない）を必要とする。
- 第52条 審議した項目は、出席している構成員の全員一致をもって成立する。なお、本部総務委員会の決定と本部委員会の決定が相違している場合、本部委員会の決定が優先される。

第 11 章 本部委員選考委員会

- 第 53 条 本部委員選考委員会は、次年度の役員の選考・決定を行う。
- 第 54 条 構成員は、次年度に本会会員の資格喪失が確実な役員・委員とする。

第 12 章 会計監査委員会

- 第 55 条 会計監査委員会は、本会における会計を含む業務の監査を行う。
- 第 56 条 構成員は、業務の特殊性を鑑みた上で、活動年度の前年度中に決定する。

第 13 章 その他特別委員会

- 第 57 条 その他特別委員会は、その目的達成のため、会長の委嘱に基づき組織される。
- 第 58 条 委員長は、会長以外の本会会員の中から会長により選任し、その他の構成員は、委員長により選任する。
- 第 59 条 本特別委員会は、その目的達成により解散する。

第 14 章 財政

- 第 60 条 本会の費用は、別に定める会計規則において定められた会費を充てる。ただし、運営委員会において必要と認められた場合には、臨時で徴収することができる。

第 61 条 会員に特段の事情がある場合には、本校教職員を通じて、会費免除の申請を行うことができる。

第 15 章 その他

第 62 条 本会への入会・非入会の意味確認は、毎年度、本校に通う児童の全保護者、および本校に勤務する全教職員から、定められた期日までに本部委員会に対して提出される書面によって行う。

第 63 条 年度途中での入退会は、転出・転入等によるやむを得ない場合を除き、原則として認めない。

第 64 条 本会則を改正するには、総会にて改正案を審議し、承認されることを必要とする。なお改正案は、本会則で定めるその他特別委員会を組織し、作成を委嘱することができる。なお委員長は、会長の委嘱により、会長を除く会員の中から任命する。

第 65 条 個人情報取扱に関する事項は、本校と協働の上、本部総務委員会の責任の下で厳格な管理を行う。

第 66 条 会計に関する事項は、別に定める規則によるものとする。(会計規則)

第 67 条 表彰に関する事項は、別に定める規定・細則によるものとする。(中原小学校 PTA 表彰規定・同細則)

第 68 条 慶弔に関する事項は、別に定める規定・細則によるものとする。(中原小学校 PTA 慶弔規定・同細則)

第 69 条 本会の会計年度は、毎年度 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までとする。

第 70 条 この会則は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。